

はじめに

今、厳しい財政状況などを背景として、全国の地方公共団体で、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共事業を実施するための手法（PFI）が急拡大しています。

内閣府では、2004年6月に民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）がとりまとめた「PFI推進委員会中間報告－PFIのさらなる展開に向けて－」において、公共部門が円滑にPFIの導入を図るために必要な「PFI導入検討段階からPFI事業終了までの手続き」等についての新たな調査・検討（①PFI法に基づく実施方針公表以前の導入可能性調査の実施からはじまる公共部門の実務手順等の検討、②要求水準の規定や手続きスケジュールの設定等実務上のノウハウの調査・検討）を政府が行うべきとの提言がなされたことから、地方公共団体等でPFI事業を担当している方がPFIについての理解をさらに深め、PFI事業を円滑に導入できるような手引きとして、2005年3月に「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」を作成しました。

その後、手引き作成から約20年が経過し、2020年度末の推定総事業規模は、地方公共団体及び国等をあわせて、おおむね7兆円に達しています。

一方で、PFI法の改正や、新たな手法によるPFI事業の実施が可能となったことなどを踏まえて、この度、地方公共団体が現在の法令や制度、新たな手法を理解したうえでPFI事業の導入を検討できるよう、本手引きの改訂を行いました。

各地方公共団体において公共施設等の整備・改修等を実施するに当たっては、いくつかの民間のノウハウを活用する手法があり、既に、多様な取組が行われています。内閣府としては、こうした手法の1つとしてPFIを加えていただき、積極的にPFI事業を推進していただきたいと考えています。

何かご不明の点がありましたら内閣府民間資金等活用事業推進室までお問い合わせください。（03-6257-1655、内閣府ホームページ（<https://www8.cao.go.jp/pfi/>）からのご意見・ご質問も可能です。）

また、この導入の手引きは内閣府ホームページでご覧になれます。

みなさんが、この導入の手引きを今後の業務に役立てていただけることを期待いたします。

なお、この手引きは現在の制度や運用を踏まえて作成されたものであり、今後の変更や調査・検討等を踏まえて、内容の変更・見直しが行われることにご留意ください。

最後に、この導入の手引きの作成に当たりご協力をいただいた、多くの地方公共団体職員の方々にこの場を借りてお礼を申し上げます。

改訂履歴

版数	発行日	
第1版	2005年3月	初版発行
第2版	2023年3月	2005年以降に示された新たな手法・見解等について取り込むとともに、新たに公表・改訂されたガイドライン、手引き等との整合を図る時点更新を行う。 主に、PFI法改正に伴うコンセッション方式・民間提案制度・民間資金等活用事業推進機構について考え方を掲示する。